

令和4年第11回岐阜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 令和4年10月26日（水曜日）午後1時30分から午後3時00分まで
- 2 場 所 岐阜市役所6階 6-1会議室
- 3 出席者 水川教育長、川島委員、武藤委員、横山委員、伊藤委員、加藤委員

4 説明及び職務のために出席した事務局の職員

佐藤事務局長、杉原次長兼教育政策審議監、野田次長兼教育政策課長、
寺田教育統括審議監、
吉元学校教育デジタル化推進審議監兼学校指導課GIGAスクール推進室長、
星野義務教育審議監兼学校指導課長、塩田教育施設課長、
鷲見学校安全支援課長、今井学校安全支援課教育主管、
水野学校給食課長、岡本幼児教育課長、
坂井社会・青少年教育課長、松山商業高校事務長、内藤科学館長
吉田ぎふ魅力づくり推進部市民スポーツ課長
横井教育政策課副主査、櫻井教育政策課主任、山本教育政策課主任

5 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の報告、修正及び承認

第3 会議録署名者の指名

第4 諸般の報告

(1) 臨時代理の報告：岐阜市教育委員会パートタイム会計年度任用職員の任免について（学校安全支援課）

(2) 臨時代理の報告：岐阜市教育委員会事務局職員の分限処分について（社会・青少年教育課）

第5 議事

- ※ (1) 第50号議案 岐阜市教育委員会フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の任免について（学校指導課ほか）
-

※(2) 第51号議案 岐阜市スポーツ推進計画に関する教育委員会の意見について（市民スポーツ課）

第6 閉会

6 会議に付した事件

「5 議事日程」のとおり。

午後1時30分開会

○水川教育長 定刻となりました。

それでは、本日の出席者数が定数に達し、会議が成立いたしますので、ただいまから令和4年第11回教育委員会定例会を開会します。

前回の会議録は、前回の出席者により承認されました。

本日の会議録の署名者には、本日の出席者を指名します。

では、議事日程を御覧ください。

本日は、報告が2件、議案が2件となっております。

議事日程に非公開で審議すべき案件が記載されていますが、このとおり扱うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○水川教育長 非公開で審議すべき案件については、このとおり扱うものといたします。

それでは、日程第4、諸般の報告に参ります。

報告(1) 臨時代理の報告について説明をお願いします。

○横井教育政策課副主査 (報告(1) 臨時代理の報告：岐阜市教育委員会パートタイム会計年度任用職員の任免について説明)

○水川教育長 ただいまの説明について質問や意見があればおっしゃってください。

特によろしいでしょうか。

それでは、報告(2) 臨時代理の報告について説明をお願いします。

○横井教育政策課副主査 (報告(2) 臨時代理の報告：岐阜市教育委員会事務局職員の分限処分について説明)

○水川教育長 ただいまの説明について質問や意見があればおっしゃってください。

川島委員、どうぞ。

○川島委員 休職の理由についてお願いします。

○杉原次長兼教育政策審議監 職員が体調不良のため、病気休暇を取り、90日経過しますと休職になるということでございます。

○川島委員 一般企業でいうところの、傷病休職というものです。

○杉原次長兼教育政策審議監 そのとおりです。

○川島委員 給与は支給しないということで、公務員は雇用保険があるのでしょうか。雇用保険から休業手当が出るということですか。

○杉原次長兼教育政策審議監 公務員の場合、雇用保険はございません。

○川島委員 休職期間中も、休職期間手当というものは共済から出るということでしょうか。

○杉原次長兼教育政策審議監 入庁して間もない職員の場合は、給与がゼロになりますので共済からとなりますが、一般的な職員は休職給というものがございまして、給料月額のおよそ8割給が出ます。その違いはございます。

○川島委員 分かりました。

○水川教育長 ほかに質問や意見はよろしいでしょうか。

では、報告については以上ということで、以降の議事は、秘密会で進行します。

(以降、秘密会にて開催)

○水川教育長 以上で本日の会議は終了です。

次回の会議の日程を確認いたします。次回の会議は、11月16日水曜日、午後1時30分から予定しています。詳細については、改めて事務局よりお知らせいたします。

それでは、以上をもちまして本日の定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。